

組合学習会「入学式・卒業式における国旗国歌問題を考える」資料

1 これまでの経緯

- 6月 16日 文部科学大臣による「要請」
- 7月 23日 三役による学長挨拶の席上にて質問：「検討中である」との回答のみ
- 12月 9日 「質問状」提出
- 12月11日 教研集会においてアンケート実施
- 1月 7日 「質問状」への学長回答（口頭）
- 2月 3日 「要望書」提出

1.1 12月9日に学長宛に提出した「質問状」と1月7日の口頭による「回答内容」

質 問 状

平成 27 年 12 月 9 日

島根大学長 服部泰直 殿

島根大学職員組合中央執行委員会

入学式・卒業式における国旗国歌の取り扱いについて

本年 6 月の国立大学学長会議において、文部科学大臣より入学式・卒業式での国旗掲揚・国歌斉唱を「適切に」行うよう要請があった件については、すでに 7 月 23 日にもお尋ねしたところです。その折には、執行部として入学式・卒業式の位置づけをきちんと検討しなければならないと考えているが、まだ検討中である、との旨をうかがいました。その後、検討の進捗状況はいかがでしょうか。卒業式まで 3 ヶ月余りとなりましたので、どのような検討を進めてこられたのか、今後はどのような手順により判断を下される予定であるのか、お尋ねいたします。

側聞するところでは、11 月の学部長等懇談会において、この件に関し各学部長・法務研究科長との間で意見交換をされたとうかがっています。しかしながら、学内のほとんどの構成員にとっては、未だ執行部の基本的な考え方を聞く機会も、意見表明できる場もありません。この問題は、大学の自治や学問の自由に根深く関わるものであるため、いわゆる国旗国歌法の制定以来、幾度も議論が重ねられてきたことは重々ご承知のことと存じます。学内構成員に様々な考え方があることをふまえるならば、現状からのいかなる変更についても、その必要性についての明確な説明と、民主的な議論をふまえた自律的な判断が、不可欠であると考えられます。

以上の理由により、以下の 2 点について質問いたします。

- (1) 現時点における検討の進捗状況について
- (2) 今後の方針、或いは、判断の具体的な手順（組織・日程等）について

上記 2 点について、12 月 18 日までに文書でご回答ください。

○ 1 月 7 日付け学長回答（口頭による）

本学では、従来から入学式・卒業式における国旗国歌の取扱いは、評議会等の審議事項とはされていない。

平成 27 年 6 月 12 日に下村文部科学大臣は記者会見の際、各大学に文部科学省の考えている政策等を説明すると発表し、国旗国歌の取扱いは各大学が判断することとの考えが示されていた。

取扱いに関しては、社会や大学の構成員（教職員や学生）への説明責任を負う事項であり、説明責任を果たす責務を負う学長が、執行部会議の意見を参考に最終決定を行うこととなる。

1.2 2月3日に提出した「要望書」

平成 28 年 2 月 3 日

国立大学法人
島根大学長 服部泰直 殿

島根大学職員組合
中央執行委員長 内藤貫太

入学式・卒業式における国旗国歌の取り扱いについての要望書

平成 27 年 12 月 9 日に職員組合中央執行委員会が提出した「入学式・卒業式における国旗国歌の取り扱いについて」の質問状につきましては、平成 28 年 1 月 7 日に、口頭による回答をいただいたところです。

それによりますと、この件の取り扱いは「社会や大学の構成員（教職員や学生）への説明責任を負う事項」であり、学長は「説明責任を果たす責務を負う」と明言されています。その一方で、決定のプロセスについては「執行部会議の意見を参考に最終決定を行う」との回答にとどまっています。個人の信条や良心に根ざすこの問題においては、大多数の大学構成員の意見が反映されない形で決定されることを危惧いたしております。

つきましては、下記の点について確実に実施されることを、強く要望いたします。

記

1. 入学式・卒業式における国旗国歌の取り扱いについて何らかの変更をする場合には、大学の構成員全員に対して、その理由を説明すること。
2. 入学式・卒業式における国旗国歌の取り扱いについて何らかの変更をする場合には、最終決定にいたる前に、広く大学構成員の意見を聞く機会を設けること。

以上

2 教研集会後によせられた質問

アンケートを通して本件に関する組合員の意見、疑問、感想等をたずねました。よせられた内容を以下に示します。

- 素人にも分かるよう問題点等を整理して頂ければと思います
- 基本的なところから勉強したいです
- 何でそんなに問題になるのかわからないです。オリンピックなら喜ぶのに
- 国旗国歌だから問題なのか、日の丸・君が代が国旗・国歌だから問題なのか。海外では、入学式や卒業式はどう行われているのか
- 多様性・国際化をめざす大学としては、価値観の共有を強要するかのようこの動きにただ従うことは望ましくないと思う
- 大学は政府から（というか、あらゆる権力から）独立していなければならないと思う。政府からの要請にこたえることは大学として間違っている
- この問題が大学自治にとって問題である、ということをお聞きしたいのですが、どうして大学自治と関係するのか。大学の自治とは何ですか。大学の自治はどうして大事なのか。
- 義務教育および高校教育の時代には浸透しているものを大学時代になって問題するのもどうかと思う。ただ、日本国家のために「戦争」「お国の為に命をささげる」という点だけは避けて頂きたい

2.1 何が問題なのか…

1) 何で問題になるのか？

2) 問題は何か？

ちょっと考えてみようクイズ

国歌が「君が代」ではなかったら歌ってもよいと思う人は？

→歌が民主国家にそぐう内容ならOK

民主国家にふさわしい国歌であろうが大学で歌うのはふさわしくないと考える人は？

→ふさわしくない：今回のようにお願いに応じるのがふさわしくない？

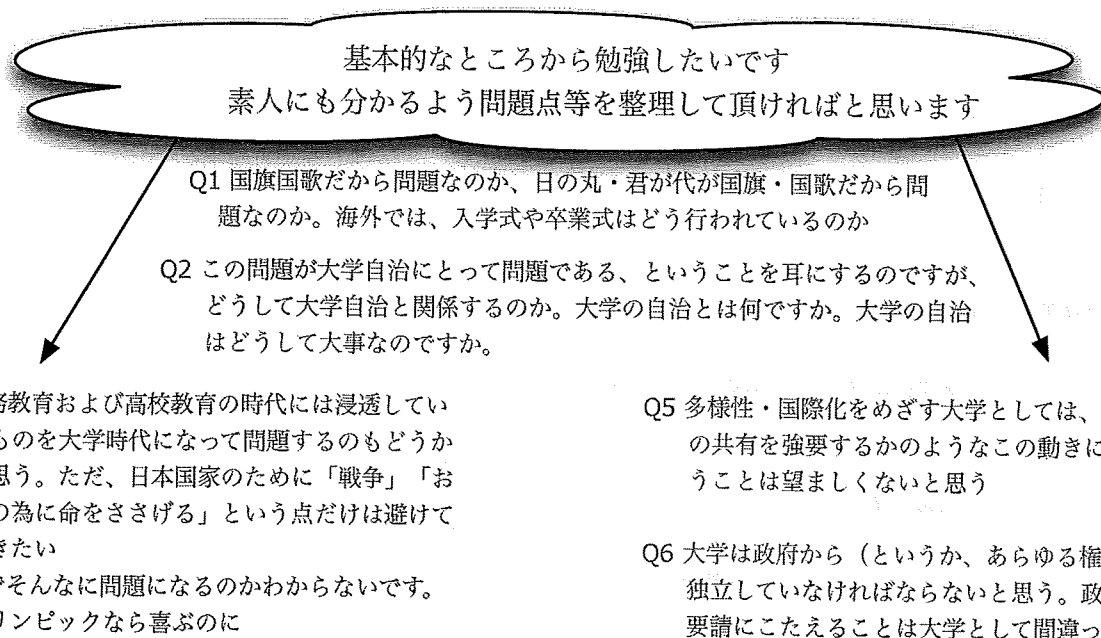
→内容・手続きともに納得できるものならOK？

→内容が何であれ大学という場所でうたうのがふさわしくない

■ 問題意識の背景は複雑…

ここにお集まりの皆さんは、何をターゲットにしているのでしょうか。

2.2 「大学」としてどう考えるか



2.3 アンケート内容について考える素材として：大学をどう捉えるか

基礎資料：国立大学法人とは

第一条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

(国立大学法人法：法令データ提供システムよりURL: <http://law.e-gov.go.jp/htfmldata/H15/H15HO112.html>)

■ 教育研究の現場

- 大学以前＝高校教育の時代までは「学習指導要領」が存在している。式典における国旗国歌の取扱いについては「学習指導要領（特別活動）」にて明記されている（絶対的な強制力はない）→公立学校の教員（地方公務員）に対しては上司の命令（職務命令）として教職員の国歌斉唱を求めている。

注）高校は義務教育ではありませんが、学習指導要領からは中学教育の内容を意識してその定着のため指導を行う必要性が要請されている。

参考資料

小学校学習指導要領第6章第3の3

3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

中学校学習指導要領第5章第3の3

入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

高等学校学習指導要領第5章第3の3

入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

◎大学＝大学に対して「学習指導要領」が存在していないため、式典における国旗国歌の取扱いについて規定するものはありません。→ここで改めて、大学にはなぜ学習指導要領がないのか、について考えを巡らせてみる。

みなさんが下の空欄を埋めるとしたら、どのような文章を書きますか？

大学に指導要領がない理由は…

2.4 他大学の反応について知る（現時点で全大協を経由して把握している内容）

滋賀大学

君が代斉唱せず

三重大学

「君が代」については、学長がバナンスの下、役員会で「歌わない」という決議を行った。（決定については、各学部長、評議員等の部局の代表が明確に「歌わない」とことと表明してくれると役員会も動きやすい、とのコメント）

徳島大学

教職員組合からの質問状に対し、「特段の対応は取らない（変更なし）」と回答があった。今後の入学式で君が代斉唱の大学がどれぐらい出てくるのかを見ながら、毎年くぎを刺し続けることが必要だと思っている。

琉球大学

大学改革を優先（議論を棚上げ）

鳥取大学

構成員への説明なしに実施を決定（「国歌斉唱」を挿入した卒業式次第が全教職員宛に一斉メールで送信されたとのこと）→グローバル人材教育に従事している外国人教員から異論、韓国人留学生からの異論等が発表されている。現在、国歌斉唱導入に対し、学内の議論を巻き起こす体勢へ。

背景と趣旨の説明

本年4月9日の参議院予算委員会における安倍晋三首相の答弁にもとづいて、下村博文文科科学大臣は同6月16日、全国の国立大学長に対して、入学式や卒業式で国旗掲揚と国歌斉唱を行うよう要請しました。

現在の国立大学法人制度の下では、文部科学省からの「要請」や「お願い」は事実上の圧力ないし強制となることが危惧されますが、いうまでもなく大学は、ときの政権に都合のよい考え方を再生産する道具ではありません。在学生の専門分野がなんであれ、バランスのとれた教養、言い換えると現代世界の実状を、歴史的パースペクティブを併せもちつつ、多角的・批判的に捉えなおす基礎的な力を養成することも、その教育課題の一つとしております。

私どもも、徳島大学の教職員・学生の総意として、本学の卒業式・入学式で国旗を掲揚し（これはすでに以前より実施されています）、国歌を演奏あるいは一斉唱和するのが望ましいと考えるのなら、その総意を集約した形で実施されてもよいと考えます。しかし、今回単に「政府から要請があったから」というだけで、実質的な検討・討論抜きで実施することは容認できません。そのような、知的退廃を露わにするような姿勢は、大学という教育研究機関として、とるべきではありません。

参考：徳島大学の要望書

文科大臣からの要請を検討する場合の手続きに関する要望

教育研究評議会においてこの件を議題として提案し、下記「背景と趣旨の説明」「留意していただきたい点①」、「同②」の項目に示す事情を勘案したうえで、実質的な議論を行うことを求めます。出席者の全員、とくに教員は自らが代表する部局としての見解を主体的に示し、それらにもとづいて実質的内容を伴った議論を行うことを希望します。

また、この件に関する全発言を議事録として残し、公表することを求めます。あるいは組合からの代表者による評議会の傍聴を許可して下さることを求めます。

留意していただきたい点①—「グローバル人材の育成」の観点から

卒業式・入学式も、関係学生のほとんどが出席する主要行事の一つとして行われる以上、単なる儀式ではなく、教育の一環として行われているということができましよう。ここでは、たとえば日章旗と「君が代」が、アジア・太平洋戦争の時代にどのように使われてきたかという歴史的経緯に鑑み、とくに大学の式典の一部としての国歌の演奏や一斉唱和には違和感をもつ人々たちへの配慮も必要ではないでしょうか。とくに本学はアジア諸国からを含め多数の留学生を受け入れ、また送り出しています。近年では、その教育目標の柱の一つとして「グローバル人材の育成」をいっそう重視しているところでもあります。国旗掲揚や国歌演奏を行うのであれば、留学生の出身国（今年5月1日現在、25ヶ国におよぶ）すべての国旗・国歌を対象とすればよいのではないのでしょうか。そのほうがよほど本学の方針に合致するのではないのでしょうか。

留意していただきたい点②—「税金を使っている国立大学は国の要請に応えるのは当然」は誤り

安倍首相は上記参議院予算委員会における答弁のなかで、国立大学における国旗掲揚・国歌斉唱について「…税金でまかなわれていないことに鑑みれば、新教育基本法の方針にのっとって正しく実施されるべきではないか」と述べています。

しかし、この理屈にしたがえば、私立大学やNGOを含め、国から補助を受けているすべての団体・個人は、いかなる「国の要請」にも、常に従わなくてはならないこととなります。また、税金は日本国民だけでなく日本に在住する外国人も支払っているものから、日本の国旗のみを掲揚し日本の国歌のみを演奏することの根拠にはなりません。

そもそも「税金を使っている国立大学は国の要請に応えるのは当然」というのは、全く正しくありません。私たちが貢献し、あるいは責任を果たすべき社会や公共とは日本政府のことはではありません。ましてやそのときどきの政権の意向ではありません。

3 学習の題材として (学内有志が作成した資料より承諾をえて抜粋)

Q1の関連事項

Q6

諸外国などでも国歌への表敬は当たり前とされるのでは？



A

学校行事で国歌の斉唱・演奏を義務づけるのは、主要国では少数。

文科省が発表した「諸外国の初等中等教育（2002年）」という報告には、「外国の学校における国旗・国歌の取り扱い」という表（調査対象：米英独伊加露中）があります。これによると、**学校行事において国歌を斉唱もしくは演奏しているのは中国とロシアのみ**（後者は法的規定なし）、他の5か国は行事での演奏なしか法的規定なしです。初等中等教育の例ではありますが、学校行事における国歌斉唱・演奏は必ずしも一般的ではないことがうかがえます。また米国では、**学校における国旗敬礼の強制を違憲とする連邦最高裁の司法判断**も出されています（1943年のバーネット事件判決。「4. 重要ワード」参照）

Q2, Q5, Q6の関連事項

Q3

国歌がなぜ「学問の自由」「大学の自治」の脅威に？ 大げさなのは？



A

不寛容の広まりと不可分なテーマ。大学が多様性を守る場として生き残れるかの分かれ目。

「学問の自由」「大学の自治」とは、普遍的な真理を探究するため、憲法23条や教育基本法第7条の2にも定められた歴史的果実です。文科大臣の「要請」が強制たりえないのもそれゆえであり、その点に限っていえば「自由」「自治」を脅かす直接的な圧力には当たりません。しかしだからと言って、**国歌の問題を軽視できないのは、それが近年における「多様性に対する不寛容さ」の広まりと不可分なテーマだからです。**

大学に国歌導入を求める社会の声のなかには、大学の判断如何を国家に対する忠節度の指標と位置づけ、虎視眈々と見つめている勢力がいます。それらのねらいは詰まるところ「多様性の抑圧」にありますので、たとえ大学が国歌を導入したとしても、次はその細部（個人の自主性等）への介入を図るなど、要求をエスカレートさせる虞なしとは言えません。これに類する手法により、様々な社会セクタが萎縮に追い込まれているのが日本の現状であり、大学もその標的とされているとみなければなりません。

国歌の導入を判断する際には、大学をそうした萎縮スパイラルに追い込む端緒にならないかどうか、その先に**アカデミズムの無力化、御用学問化という最悪の道に向かう虞がないかどうか**を見極める必要があります。「**社会の多様性を守る**」ことは、とりわけ大学に付託された社会的責務です。大学がその一線を守れなければ、画一化の流れを押しとどめがなくなることは、かつての滝川事件・天皇機関説・矢内原事件等の歴史が教えています。国歌問題は、形式的・象徴的な問題であるが故に実害がないということにはなりません。むしろ**象徴的な次元で権力・権威に屈従するが故に、今後における大学の自治と学問の自由の崩壊がまさに現実的化することが危惧される**わけです。そして昨今の軍事研究等の動向を考慮すれば、学問の自由の危機は自然科学分野にとっても切実になっていくことが今後予想されるものでもあります。

国立大学はいま様々な逆風にさらされています。大学がことさら国歌について「抵抗」を示すことに疑問を感じる市民も、残念ながら少なからず存在するでしょう。しかし、「**多様性の危機**」がはらむ問題点が共有できれば、大学がその防波堤となり、そこから豊かな未来を構想する「**地（知）の拠点**」として生き残っていくことの重要性は、市民の心にも届くのではないのでしょうか。

Q4

行事の一場面がそんなに問題？なぜ、ことさら「大学の自治」と結びつける？



A

卒業式は学生教育の場。確かな教育意図のもと、大学としての自主性を守る必要あり。

参院文教委（4月16日）において松沢議員も同趣旨の発言をしており、行事の問題を「学問の自由」「大学の自治」の領域から切り離すことで導入を可能にしようとする推進派のロジックが見て取れます。しかし**卒業式や入学式は形式的手続きに留まらず、学生教育の一環であり、大学の自主的判断が担保されなければならない領域です**。したがって儀式空間で行われる全員一斉の行為が何を教育しようとするものであるのかを議論しなければなりません。そして、国歌のように多様な意見のあるマターを仮に導入するとすれば、**それがはらむさまざまな問題点を隠蔽せず、学生が思考を深める契機となるような形をとることが「教育的」なはず**。反対に、確かな教育的意図のないまま「国立大学なのだから国歌を歌うのは当たり前」式の論理を通すならば、知に拠って立つ大学人が知的判断（理）より経営判断（利）を優先したことを、学生の面前に晒すことになりかねません。

Q4の関連事項

Q2

「国歌斉唱」はスポーツなどで定着。大学の
み反対では社会とズれてない？



A

時に社会と「ズれることを辞さない」のも大学の責
務。国歌問題がそれに当たるか、熟議を。

スポーツなど非政治的場面での「国歌の定着」を、「無垢で価値中立的な現象」と片付けてよいか見極める必要
があります。その際、こうした現象が「国歌が背負ってきた歴史的記憶の忘却・風化」や「歴史修正主義の台頭」
と歩調を合わせて進んでいる（「4. 重要ワード」参照）ことをどう考えるかが重要な論点になります。

権力や社会がある方向に進み始めたとき、問題があれば「待った」をかけなければならない／かけることで
きるのが大学やジャーナリズムです。衆に媚びず、力に阿らず。国歌の問題とは、大学が「社会とズれる」こと
も辞さず、「知」に付託された社会的権能を発揮すべきテーマなのか否か。上の論点を十分検討のうえで、判断
されなければならないでしょう。

* 上記資料は2016年2月3日付けの kumiai0059 でリンクが張られています。